

季節用暖房契約選択約款

【ぬぐだま～るプラン】

平成30年11月1日実施

黒石ガス株式会社

目 次

	項
1. 約款の適用 -----	1
2. 選択約款の変更 -----	1
3. 用語の定義 -----	1
4. 適用条件 -----	2
5. 契約の締結 -----	2
6. 使用量の算定 -----	2
7. 料 金 -----	3
8. 単位料金の調整 -----	3
9. 契約の変更または解約 -----	4
10. 設置確認について -----	4
11. その他 -----	4
付 則	
1. 本選択約款の実施期日 -----	4
別 表	
1. 適用区分 -----	5
2. 早収料金の算定方法 -----	5
3. 料金表A -----	5
4. 料金表B -----	6
5. 料金表C -----	6
6. 料金表D -----	7
7. 料金表E -----	7
8. 料金表F -----	8

1. 約款の適用

この季節用暖房選択約款は（以下、「本選択約款」といいます。）の適用条件を満たすお客さまが、当社に本選択約款の申し込みをすることで、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) 当社は、本選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の契約内容は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定める本選択約款の変更に異議がある場合は、本選択約款による契約を解約することができます。
- (3) 本選択約款の変更に伴い、契約内容の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合は除きます。
 - ① 契約内容の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示またはその他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びにお客様番号を記載します。
- (4) 本選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の契約内容に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、契約内容の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく、説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「暖房機器等」とは、ガスをエネルギー源として燃焼させて発生した熱を、温風または輻射により暖房する機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）から10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）の5ヶ月間の事をいいます。
- (3) 「冬期」とは、11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）から5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）7ヶ月間の事をいいます。
- (4) 「分計カウンタ付きガスメーター」とは、時間、用途別にガスの使用量を分計表示する機能が内蔵されたもので、10分毎に算出するガス平均使用量が0.01立方メートル毎時以上の状態を30分以上継続した場合において、0.01立方メートル毎時以上0.24立方メートル毎時未満の範囲内（ただし、お客様が暖房機器等を複数所持している状況において、当該ガス流量の範囲が適切ではないと当社が判断する場合はお客様の同意の上で設定範囲を変更する場合があります）にある使用量を電子的に長時間積算値として加算し、記憶する装置をいいます。なお、長時間積算値はスイッチ操作で液晶表示部分に表示することができます。
- (5) 「長時間使用量」とは、(6)に規定される分計カウンタ付ガスメーターの前回の検針日及び今回の検針日における長時間積算値により冬期に算定される料金算定期間の使用量をいいます。

- (6) 「通常使用量」とは、ガス小売供給約款「I V検針及び使用量の算定」により算定した、料金算定期間の使用量から、長時間使用量を差し引いた使用量をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「単位料金」とは、(9)に定める基準単位料金(税抜)又は調整単位料金をいいます。
- (11) 「基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (12) 「基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

本選択約款は暖房機器等を設置し、設置確認を承諾していただけること。かつ、使用量を6立方メートル毎時以下の一個のメーターで計量されるお客様が本選択約款を希望する場合に申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又は契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 分計カウンタ付ガスメーターは、当社所有の物を設置し、これに要する設置工事費等は、当社が負担いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません((5)において同じ)。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款(ガス小売供給約款に定める料金を除きます)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 冬期の使用量及び長時間使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における分計カウンタ付きガスメーターにおける長時間積算値の読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には当該月の検針日及び解約を行った日の、分計カウンタ付メーターの読みにより算定いたします。
- (2) その他期における使用量は前回の検針日及び今回の検針日における分計カウンタ付ガスメーターの読みにより算定し、長時間使用量は0立方メートルとする。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いがガス小売供給約款に規定する支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、この選択約款の定める別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）＋0.203円×原料価格変動額／100円

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）－0.203円×原料価格変動額／100円

（備 考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

88,560円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。

ただし、その金額が141,700円以上となった場合は、141,700円といたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 ＝ 平均原料価格 － 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 ＝ 基準平均原料価格 － 平均原料価格

9. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用状況に変更がある場合、もしくは2(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても双方協議してこの契約を変更または解約できるものとします。

- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互にこの契約を解約できるものとします。

10. 設置確認について

- (1) 当社は暖房機器の設置・使用場所を確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約しガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) 暖房機器を取り外した場合、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約し、ガス小売供給約款を適用いたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成30年11月1日から実施いたします。

(別 表)

季節用暖房契約に適用する料金表

1. 適用区分

ガス小売供給約款（別表第1）適用地域と同様

(1) その他期及び冬期における通常使用量

料金表A 使用量が0立方メートルから2立方メートルまでの場合に適用

料金表B 使用量が2立方メートルを超え、10立方メートルまでの場合に適用

料金表C 使用量が10立方メートルを超える場合に適用

(2) 冬期における長時間使用量

料金表D 使用量が0立方メートルから33立方メートルまでの場合に適用

料金表E 使用量が33立方メートルを超え、70立方メートルまでの場合に適用

料金表F 使用量が70立方メートルを超える場合に適用

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、その他期及び冬期における通常使用量に係る早収料金と、長時間使用量に係る早収料金の合計といたします。通常使用量に係わる早収料金と、長時間使用に係わる早収料金は（別表）3から6で適用する基本料金と従量料金の合計とします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表A

(1) 基本料金

1 か月及び ガスメーター 1 個につき	432.00円 (税込)
	400.00円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	660.0960円 (税込)
	611.2000円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 B

(1) 基本料金

1 か月及び ガスメーター 1 個につき	756.000円 (税込)
	700.000円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	498.0960円 (税込)
	461.2000円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表 C

(1) 基本料金

1 か月及び ガスメーター 1 個につき	884.736円 (税込)
	819.200円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	485.2224円 (税込)
	449.2800円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D

(1) 基本料金

1か月及び ガスメーター1個につき	108,000円(税込)
	100,000円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	329,832円(税込)
	305,400円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表E

(1) 基本料金

1か月及び ガスメーター1個につき	214,920円(税込)
	199,000円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	326,592円(税込)
	302,400円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

8. 料金表F

(1) 基本料金

1か月及び ガスメーター1個につき	434,160円(税込)
	402,000円(税抜)

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	323.4600円 (税込)
	299.5000円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金 (税抜) をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。